

平成15年9月  
堺市

## 談合等の不正行為に対する損害賠償の規定の制定について（お知らせ）

入札談合の抑止効果及び損害の回復を容易にするために、契約の相手方に談合等の不正行為があった場合の損害賠償等の規定を制定し、堺市契約規則を一部改正し、契約書を改正しました。

### 1 対象となる契約の範囲

調達課が扱う契約を含め本市が行うすべての契約

### 2 損害賠償の請求を行う場合

本市との契約において、当該契約の相手方が次のいずれかに該当する場合  
ア 独占禁止法違反で審決が確定した場合（課徴金納付命令の確定、審決の取消しの訴えの敗訴等を含む。ただし、公正取引委員会の審決の確定が不当廉売である場合は除く。）

イ 刑法上の競売入札妨害罪・談合罪又は贈賄罪の刑が確定した場合

### 3 損害賠償の額

損害の発生及び損害額の立証の有無にかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額に、契約金額の支払が完了した日（全部の支払が完了していない場合は、最後に支払った日）から政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率により計算した利息を加算した額を、損害賠償金として徴収します。

ただし、実損害の額がこれを超えるときは、その超過分につき賠償請求することを妨げるものではありません。

なお、契約を履行した後についても、同様です。

### 4 契約解除を行う場合

不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合についても、契約解除を行えるように改正しました。

例えば、不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合としては、次のような場合が想定されます。

ア 独占禁止法違反で刑事告発を受け、逮捕され、又は公訴を提起された場合

イ 独占禁止法違反で勧告を受け、又は課徴金を課せられた場合

ウ 刑法上の競売入札妨害罪・談合罪又は贈賄罪で逮捕、又は公訴を提起された場合

エ その他違法な行為をしたことが明らかになった場合など

## 5 契約保証金の額の改正

工事請負契約及び工事関連委託契約以外の契約に係る契約保証金の額についても、工事請負契約及び工事関連委託契約に係る契約保証金の額にあわせて、契約金額の100分5以上を100分の10以上に改める。

## 6 施行期日

平成15年10月1日以後に締結する契約から適用します。

ただし、契約保証金の額の改正については、平成16年4月1日以後に締結する契約から適用となります。